

三田市霊苑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>墓所</u> 墳墓を設置するために区画された土地の一区画をいう。</p> <p>(2) <u>墳墓</u> 焼骨又は遺品を埋蔵した墓碑石施設及びその附属物をいう。</p> <p>第3条～第3条の2 省略 (使用目的)</p> <p>第4条 霊苑内の<u>墓所</u>は、墳墓の用に供する目的以外に使用してはならない。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 <u>墓所</u>を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市の事業により市内の墓地から霊苑に移転した場合には、この条例による<u>墓所の使用許可</u>を受けたものとみなす。</p> <p>2 <u>墓所を使用できる者</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 市長は、第1項の使用許可に際し、使用<u>墓所</u>の設備及び維持について管理運営上必要な制限若しくは条件を付することができる。</p> <p>(使用制限)</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条～第4条)</u></p> <p><u>第2章 個別墓所(第5条～第16条)</u></p> <p><u>第3章 合葬式墓所(第17条～第27条)</u></p> <p><u>第4章 雑則(第28条・第29条)</u></p> <p>付則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個別墓所</u> 墳墓を設置するために区画された土地の一区画をいう。</p> <p>(2) <u>合葬式墓所</u> 一の墳墓に多数の焼骨を合同して埋蔵する墓所をいう。</p> <p>(3) <u>墳墓</u> 焼骨又は遺品を埋蔵した墓碑石施設及びその附属物をいう。</p> <p>第3条～第3条の2 省略 (使用目的)</p> <p>第4条 霊苑内の<u>個別墓所</u>及び<u>合葬式墓所</u>は、墳墓の用に供する目的以外に使用してはならない。</p> <p><u>第2章 個別墓所</u> (<u>個別墓所の使用許可</u>)</p> <p>第5条 <u>個別墓所</u>を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市の事業により市内の墓地から霊苑に移転した場合には、この条例による<u>個別墓所の使用許可</u>(以下この章において「<u>使用許可</u>」という。)を受けたものとみなす。</p> <p>2 <u>使用許可の申請をすることができる者</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 市長は、第1項の使用許可に際し、使用<u>個別墓所</u>の設備及び維持について管理運営上必要な制限若しくは条件を付することができる。</p> <p>(<u>個別墓所の使用制限</u>)</p>

第6条 墓所の使用は、前条に規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)1人につき1区画とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用権の承継)

第7条 使用者が死亡その他の事由により墓所を使用できなくなったときは、当該使用者に代わって祭祀を主宰すべき者は、市長の承認を得て使用権を継承することができる。

2 省略

3 第1項の規定により、承継の承認を受けた者は、第5条の使用許可を受けた者とみなす。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に規定する永代使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 市長は、墓所の位置等により前項の使用料に100分の10を限度とする率を乗じて得た額を加算することができる。

3～4 省略

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、墓所の使用を許可した日から2年以内に使用することなく返還したときは、第13条の規定に基づく使用許可の取消しにより墓所を返還した場合を除き、規則で定めるところにより使用料を還付する。

(管理料)

第10条 使用者は、別表に規定する年間管理料(以下「管理料」という。)を納付しなければならない。ただし、市長が墓所の使用を許可した日から最初に3月31日が到来するまでの期間が6月に満たない場合は、管理料を半額とする。

2 使用者は、墓所の使用許可を受けた最初の管理料にあつては使用許可の際に納付し、それから後の管理料にあつては毎年5月31日までに納付しなければならない。

第11条 省略

(使用墓所の返還)

第12条 使用者は、使用墓所が不用になったとき又は次条の規定により使用許

第6条 個別墓所の使用は、前条に規定する使用許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)1人につき1区画とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(個別墓所の使用権の承継)

第7条 使用者が死亡その他の事由により個別墓所を使用できなくなったときは、当該使用者に代わって祭祀を主宰すべき者は、市長の承認を得て個別墓所の使用権(以下この章において「使用権」という。)を継承することができる。

2 省略

3 第1項の規定により承継の承認を受けた者は、使用許可を受けた者とみなす。

(個別墓所の使用料)

第8条 使用者は、別表第1に規定する永代使用料(以下この章において「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 市長は、個別墓所の位置等により前項の使用料に100分の10を限度とする率を乗じて得た額を加算することができる。

3～4 省略

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、個別墓所の使用を許可した日から2年以内に使用することなく返還したときは、第13条の規定に基づく使用許可の取消しにより個別墓所を返還した場合を除き、規則で定めるところにより使用料を還付する。

(個別墓所の管理料)

第10条 使用者は、別表第1に規定する年間管理料(以下「管理料」という。)を納付しなければならない。ただし、市長が個別墓所の使用を許可した日から最初に3月31日が到来するまでの期間が6月に満たない場合は、管理料を半額とする。

2 使用者は、使用許可を受けた最初の管理料にあつては使用許可の際に納付し、それから後の管理料にあつては毎年5月31日までに納付しなければならない。

第11条 省略

(使用個別墓所の返還)

第12条 使用者は、使用個別墓所が不用になったとき又は次条の規定により使

可を取り消されたときは、自己の費用をもって使用墓所を原状に回復し、市に返還しなければならない。

2 市長は、使用者が現状のまま使用墓所を返還したときは、墓所を原状に回復し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことができる。

(1)～(4) 省略

(5) 使用墓所及び墳墓の維持管理をなさず、放置したまま2年を経過したとき(使用者が死亡又は居所不明の場合を除く。)

(6) 省略

2 省略

(使用権の消滅)

第14条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は消滅する。

(1)～(2) 省略

2 省略

(無縁墳墓等の改葬)

第15条 市長は、前条第1項の規定により使用権が消滅したときは、墳墓を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。

2 省略

(使用墓所の変更等)

第16条 市長は、霊苑の管理上又は市の事業執行上必要があると認めるときは、使用墓所を変更させ、又は返還させることができる。

2 省略

用許可を取り消されたときは、自己の費用をもって使用個別墓所を原状に回復し、市に返還しなければならない。

2 市長は、使用者が現状のまま使用個別墓所を返還したときは、個別墓所を原状に回復し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1)～(4) 省略

(5) 使用個別墓所及び墳墓の維持管理をなさず、放置したまま2年を経過したとき(使用者が死亡又は居所不明の場合を除く。)

(6) 省略

2 省略

(使用権の消滅)

第14条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。

(1)～(2) 省略

2 省略

(個別墓所の無縁墳墓等の改葬)

第15条 市長は、前条第1項の規定により使用権が消滅したときは、個別墓所の墳墓を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。

2 省略

(使用個別墓所の変更等)

第16条 市長は、霊苑の管理上又は市の事業執行上必要があると認めるときは、使用個別墓所を変更させ、又は返還させることができる。

2 省略

### 第3章 合葬式墓所

#### (合葬式墓所の施設)

第17条 合葬式墓所に一時安置室、合葬室及び記名板を置く。

#### (合葬式墓所使用許可)

第18条 合葬式墓所を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市の事業により市内の墓地から霊苑に移転した場合については、合葬式墓所使用許可(以下この章において「使用許可」という。)を受けたものとみなす。

2 使用許可の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

(1) 合葬式墓所に埋蔵しようとする焼骨を現に所持しており、当該焼骨に係る祭祀を主宰すべき者

(2) 自己又は親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下この章において同じ。)の生前において、これらの者の焼骨を埋蔵するために合葬式墓所を使用する権利(以下「合葬式墓所使用権」という。)を取得しようとする者。ただし、自己の焼骨を埋蔵しようとする場合にあつては自己の焼骨に係る祭祀を主宰することとなる者がいるとき、親族の焼骨を埋蔵しようとする場合にあつては自らが祭祀を主宰することとなるときに限る。

3 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、許可を受けるために必要な資格等の要件を設けることができる。

4 市長は、第1項の使用許可に際し、合葬式墓所の設備及び維持について管理運営上必要な制限若しくは条件を付することができる。

(合葬式墓所の使用)

第19条 合葬式墓所は、前条に規定する使用許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

2 合葬式墓所への焼骨の埋蔵は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 一時安置室を経ずに合葬室に埋蔵する方法

(2) 一時安置室を経て合葬室に埋蔵する方法

3 前項第2号に掲げる方法により焼骨を埋蔵する場合において、一時安置する期間は、当該焼骨を一時安置室へ安置した日から10年間又は20年間とし、当該安置期間経過後は、当該焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。

(一時安置する期間の延長)

第20条 前条第3項に定める一時安置する期間は、当該安置期間内において、1回に限り10年間延長することができる。

2 前項の規定による延長をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、一時安置延長料として5万円を納付しなければならない。

(合葬式墓所使用権の承継)

第21条 合葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合において、使用者が死亡そ

の他の事由により合葬式墓所を使用できなくなったときは、当該使用者に代わって祭祀を主宰すべき者は、市長の承認を得て合葬式墓所使用权(以下この章において「使用权」という。)を継承することができる。

2 前項の規定により承継の承認を受けようとする者は、その事由の発生後速やかに市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定により承継の承認を受けた者は、使用許可を受けた者とみなす。  
(合葬式墓所使用料)

第22条 使用者は、別表第2に規定する合葬式墓所使用料(以下この章において「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用者は、前項の規定による使用料を使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第23条 既納の使用料は、還付しない。ただし、合葬式墓所の使用を許可した日から2年以内に次条の規定による届出をした場合は、規則で定めるところにより使用料を還付する。

(合葬式墓所の使用の取りやめ)

第24条 使用者は、合葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

第25条 市長は、合葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合において、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた目的以外の目的に使用したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用权を譲渡し、又は転貸したとき。

(4) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(焼骨の返還)

第26条 合葬式墓所へ埋蔵された焼骨は、一時安置する期間において焼骨を改葬又は分骨する場合を除き、返還しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては5万円以下の過料に処する。

- (1) 省略
- (2) 第5条第1項の規定による使用許可を受けないで墓所を使用した者
  
- (3) 第13条第1項第3号から第5号までの規定に該当する者

2 詐欺その他不正の行為により、使用料又は管理料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

別表(第8条、第10条関係)

永代使用料	年間管理料
1平方メートルにつき 250,000円	1平方メートルにつき 1,800円

(記名板の使用等)

第27条 使用者は、規則で定めるところにより記名板に氏名その他の事項を刻字することができる。

2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、記名板使用料として5万円を納付しなければならない。

4 既納の記名板使用料は、還付しない。ただし、記名板使用料を既納した者が第23条ただし書による使用料還付の対象となる場合は、規則で定めるところにより記名板使用料を還付する。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては5万円以下の過料に処する。

- (1) 省略
- (2) 第5条第1項及び第18条第1項の規定による使用許可を受けないで墓所を使用した者
- (3) 第13条第1項第3号から第5号まで及び第25条第1項3号の規定に該当する者

2 詐欺その他不正の行為により、第20条、第27条、別表第1及び別表第2に規定する料金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

別表第1(第8条、第10条関係)

永代使用料	年間管理料
1平方メートルにつき 250,000円	1平方メートルにつき 1,800円

別表第2(第22条関係)

区分	合葬式墓所使用料	
	第18条第2項第1号により使用許可を受ける者	第18条第2項第2号により使用許可を受ける者(生前申請の場合)

<u>第19条第2項第1号に掲げる埋蔵方法(一時安置なし)</u>	<u>50,000円</u>	
<u>第19条第2項第2号に掲げる埋蔵方法のうち、一時安置期間が10年のもの</u>	<u>100,000円</u>	<u>120,000円</u>
<u>第19条第2項第2号に掲げる埋蔵方法のうち、一時安置期間が20年のもの</u>	<u>150,000円</u>	<u>170,000円</u>